



2023年4月26日

各 位

会社名 株式会社 東京楽天地
代表者名 代表取締役
社長 執行役員 浦井 敏之
(コード番号 8842 東証プライム)
問合せ先 執行役員 高山 亮
総務人事担当 (TEL. 03-3631-3122)

当社の取締役および執行役員ならびに当社子会社の取締役に対する
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年5月26日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 5,543 株
(3) 処分価額	1株につき 4,260 円
(4) 処分総額	23,613,180 円
(5) 割当予定先	当社の取締役 3名 ※ 2,213 株 当社の執行役員 7名 3,130 株 当社子会社の取締役 2名 200 株 ※ 監査等委員である取締役および非業務執行取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2022年3月10日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、第123回定時株主総会において、①本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間とすること、②譲

渡制限付株式の付与は、対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行または処分を受ける方法にてを行うこと、③本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年間1万5,000株以内とし、その金額は固定報酬および業績達成賞与の金銭報酬枠とは別枠で年額5,000万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

加えて、当社は、本年3月8日開催の取締役会において、当社グループの企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、当社グループ役職員と当社株主の皆さまとの一層の価値共有を進め、「人的資本経営」の推進と当社グループの中長期的な企業価値向上を目的として、当社グループ役職員に対しても譲渡制限付株式を付与することを決議いたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の対象取締役3名および執行役員7名ならびに当社子会社の取締役2名（以下、あわせて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、会社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社または当社子会社から金銭報酬債権合計23,613,180円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式5,543株を処分することを決議いたしました。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2023年5月26日（払込期日）から当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（ただし、対象役員が当社子会社の取締役である場合は、払込期日の直前の当該当社子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される当該当社子会社の定時株主総会の日までの期間とし、以下、「本役務提供期間」という。）、継続して、当社または当社子会社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社または当社子会社の取締役または執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果、1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的な内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023 年 4 月 25 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 4,260 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上